

議案第3号

千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

令和6年8月28日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）が施行されることに伴い、後期高齢者医療被保険者証等が廃止されるため、千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定について、地方自治法第291条の3第1項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものである。

千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

千葉県後期高齢者医療広域連合規約（平成18年千葉県市指令第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。